

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、
 廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）（地方独立行政法人法）

（施行日：令和5年6月16日）

現
行

○公立大学法人においては、以下の事項が**毎年度義務付け**られている

- ・年度計画の作成
- ・業務実績報告書を作成し、評価委員会の**年度評価**を受ける

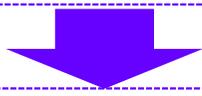
（設立団体の長の附属機関）

※国立大学法人においては、年度計画、年度評価ともに令和4年4月に廃止

支障

- 公立大学法人：
中期計画（6年）があるにもかかわらず**毎年の策定は負担**
- 地方公共団体（設立団体）：
年度評価に係る事務負担が大きい

教育の質の向上や地域貢献に十分に取組みしていない



見
直
し
後

○国立大学法人の例を踏まえ、**年度計画及び年度評価を廃止**（※）

中期計画の期間中の評価が6回→2回に

評価	評価	評価	中間評価	評価	最終評価
1年	2年	3年	4年	5年	6年
			中間評価		最終評価

（※）年度計画の廃止に伴い、中期計画の記載事項に中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加。

効果

- 地域における高等教育機会の提供や、**地域社会での知的・文化的拠点**としての業務を行うことができる

公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことが可能に！